

仕 様 書

(多用途透析用監視装置 一式)

下記条件を承知し、阿賀野市財務規則に基づき入札してください。

1	調達物品名及び要件		
1-1	件名	多用途透析用監視装置 一式	一式
1-2	製品名	DCS-200Si(日機装株式会社)	
1-3	物品の数量	3台(それぞれにBV計を搭載のこと)	
1-4	物品の構成内容	下記「3・多用途透析用監視装置 一式 機能仕様」記載内容による	
2	技術的機能及び要件		
2-1	契約後、下記「3・多用途透析用監視装置 一式 機能仕様」で示した機能及び性能等要件を満たしていないとあがの市民病院が判断した場合、あがの市民病院の指示に従い納入期限までに要件を満たすこと。		
2-2	契約後、納品までの間に改良版や後継機が発売された場合、速やかに対応すること。		
3	多用途透析用監視装置 一式 機能仕様		
3-1	多用途透析用監視装置については以下の要件を満たすこと。		
3-1-1	血液透析・オンライン血液濾過透析・オンライン血液濾過の治療モードを有すること。		
3-1-2	除水制御機構、体外循環機器、主要電機回路の重要機構について自己診断を行い、その結果を画面に表示できる自己診断機能を有すること。		
3-1-3	ダイアライザーの目詰まりによるTMP変化分に追従して警報幅をより狭く設定することで、より精密な状態監視ができるTMP自動追従監視機能を有すること。		
3-1-4	視認性に優れ、画面上から各種設定入力可能である15インチのタッチ式大型カラー液晶画面を有すること。		
3-1-5	制御系と監視系にそれぞれ独立した2つのマイコンを保有し、一方が故障しても重大なトラブルを防止できること。		
3-1-6	通常の単独気泡(0.02ml以上)検出機能に加え、微小気泡(0.0003ml以上)も検出できる微小気泡の検出機能を有すること。		
3-1-7	ワンタッチ式の微粒子濾過フィルターユニットが標準装備で、任意にてダブルフィルターユニットが装備され、透析前にリークテストが行えるダブル微粒子濾過フィルターユニットおよびリークテスト機能を有すること。		
3-1-8	複式ポンプ・除水ポンプの吐出精度を電極間の電圧で常時監視できる除水ポンプ吐出精度連続監視機能を有すること。		

3-1-9	回路内の血液と生食を判別することで、血液を検出しているときには治療中と判断し、安全システム機構が自動的に作動できる血液判別機能を有すること。		
3-1-10	人工血管内シャント（AVG）の狭窄の早期発見に有用な静的静脈圧のモニタリングを自動またはキー操作で行えること。		
3-1-11	透析液排液のUV吸光度変化率を連続的に測定することで、標準化透析量（spKt/V）を算出し、グラフ表示できること。		
3-1-12	バイパスカプラコネクタがないクリーンカプラを有すること。		
3-1-13	オンライン補充液にて補液ができること。		
3-1-14	直線加圧方式を採用している血圧計ユニットが内蔵されていること。また、血圧計で血圧を測定した際に得られる振幅データをグラフ表示することが可能であること。		
3-1-15	静的静脈圧の監視機能を有し、患者ごとの毎回のデータをスクリーニングし、グラフ表示する機能があること。		
3-1-16	血液回路のオーバーフローラインと接続し、プライミングで使用した液を排液ラインへ流す機能を有すること。		
3-1-17	ダイアライザー及びヘモダイアフィルターを装置へ固定するホルダーを装備していること。		
3-1-18	治療中の患者の容態変化などに際して速やかな処置等の対応を可能とするため、装置ごとにナースコールボタンを装備し、かつ報知することが可能であること。		
3-2	BV計については以下の要件を満たすこと。		
3-2-1	循環血液量の変化率を測定することができること。		
3-2-2	VA再循環測定機能を有すること。		
4	設置要件		
4-1	設置場所		
4-1-1	あがの市民病院が指定する各諸室に設置すること。		
4-2	装置の搬入・工事・据付・調整は、以下の要件を満たすこと。また、その費用は入札金額に含むこと。		
4-2-1	装置の搬入・工事・据付・調整は、診療業務に支障をきたさないよう、日時等を発注者と受注者とで協議して定めるものとする。		
4-2-2	装置の搬入・工事・据付・調整は、搬入経路・各諸室内設置場所・資材置き場等の必要な養生を行い、建物及び物品及び備品などに損傷を与えないように十分に配慮すること。また、万が一損傷をきたした場合には、発注者と受注者とで協議して対応を定め、受注者が責任を持って現状復帰すること。		
4-2-3	装置設置に伴い必要となる工事及び機器搬入の方法は、事前確認及び発注者の承諾が必須条件であり、あがの市民病院担当者との事前調整を行い、その承諾を得てから実施すること。		
5	保守管理体制		
5-1	本装置設置後、発注者の検収を受けた日より1年間の間は無償修理及び交換（人件費を含む）期間とすること。また、本システムが正常に動作するよう1年間は無償で定期的に点検及び調整を行うこと。		

5-2	障害発生時には、復旧のための連絡を受けてからすみやかに現場対応ができる体制を整えること。		
5-3	障害発生時の緊急連絡先情報を作成し、あがの市民病院担当者に提出すること。		
6	その他		
6-1	マニュアル・操作訓練体制等は、以下の要件を満たすこと。		
6-1-1	装置の取扱説明書(操作マニュアル)は、各機器の日本語版を2部用意すること。		
6-1-2	バージョンアップ等により操作方法に変更が生じた場合には、その都度変更部分のみ最新版に差替えるか、あるいは最新版マニュアルを提出すること。		
6-1-3	装置の取扱いに関する教育訓練等は、日時・場所・回数をあがの市民病院担当者と受注者との協議して定め、あがの市民病院関係者が万全の体制で治療を開始できる内容で実施すること。		
6-1-4	装置の運用を円滑にするための技術的なサポートを適切に行うこと。		
7	納入期限		
7-1	本装置は、2026年3月31日までに納品すること。 (ただし、諸般の社会情勢や市場状況を鑑み、受注者の責めに帰さない事由により期限までに納入することが困難になった場合は、納期変更について、契約後に協議により対応する。)		